

一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱い

道路運送法（以下「法」という。）第95条、道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第65条、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運規」という。）第4条及びタクシー業務適正化特別措置法の規定等により、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（使用の本拠の位置が、北海道運輸局管内のものに限る。）に係る表示等について、下記のとおり定めたので公示する。

平成16年1月23日

北海道運輸局長 伊藤 國 男

記

第1 一般準則

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者は、これに定めた事業用自動車（以下、「車両」という。）の表示等を遵守し、事業運営を適正かつ合理的なものとするとともに旅客の利便確保に努めなければならない。
- 2 表示する文字等の塗色は、容易に識別できる色を用い、それぞれの表示事項の目的に沿って、明瞭的確、かつ、公衆及び旅客に見やすいように表示しなければならない。
特に、車内に表示するときは、前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示しなければならない。
- 3 表示事項について、定期的に点検補修を行い、常に明瞭な表示が保たれるように努めなければならない。
- 4 表示装置、表示板の取扱いは、厳に適正に行うこと。
- 5 法令又は本取扱いに定める以外の表示物を車両の内外側面又は窓ガラスに表示し又は貼付するときは、公衆の利便に資する必要最小限のものであって、運転者及び旅客の視野又は法令若しくは本取扱いに定める表示の効果を損なわないものでなければならない。

第2 タクシーについて（業務の範囲を「福祉輸送サービス」（「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号）における福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に限定された事業者が使用する事業用自動車（以下「福祉輸送限定自動車」という。）及び1人1車制個人タクシーを除く。）

1 運賃及び料金の「メーター器」（運規第4条第3項）

運転者による操作が容易な位置であって、後席の旅客から見やすい位置に設置し、明瞭かつ的確に、数字及び文字を表示するものであること。

2 メーター器連動の「表示装置」

車内には、表示事項がメーター器と連動して作動する構造の装置であって、昼夜間を問わず、車外から明瞭に確認できる表示装置を設置すること。

表示装置の設置位置、表示事項及び方法は、次によるものとし、文字等の規格は、「別紙1」によること。

(1) 設置位置

ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、「別紙2」の例による位置に設置すること。

(2) 表示事項

(ア) 「空車」

空車のときに、車外に向けて表示すること。

(イ) 「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示すること。

(ウ) 「予約(車)」

(a) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合及び指定場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示すること。

なお、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合にあつては、「迎車」の表示をすることができるものとする。

(b) 「予約(車)」又は「迎車」は、前記の場合以外に表示してはならない。

(エ) 「貸切(車)」

(a) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）によらない場合に、適用する時間中、車外に向けて表示すること。

(b) 「貸切(車)」は、前記の場合以外に表示してはならない。

(オ) 「回送」

(a) 運転者が食事、休憩又は燃料の給油のため、運送の引受をすることができない場合若しくは乗務の終了、車両の故障及びメーター器又は表示装置の故障等のため、車庫又は営業所等に回送しよ

うとする場合に、車外に向けて表示すること。

- (b) 「回送」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ハ) 「救援(車)」(※ 救援事業の用に供する自動車に限る。)
 - (a) 救援事業等(緊急救援システム、タクシー便利屋等)の遂行のために走行する場合に、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「救援(車)」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ニ) 「非営業」
 - (a) 自家用(いわゆる「タクシー代行」の運転者を同乗させ回送する場合を含む。)として使用する場合に、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「非営業」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ホ) 「代行」(※ 自動車運転代行業の随伴用自動車に限る。)
 - (a) 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用する場合に、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「代行」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ケ) 表示板での代用
上記(ウ)から(ク)までは、「6の表示板」によることができる。

3 表示灯

車両上部には、次に掲げる表示灯を「別紙2」による位置に設置すること。

(1) 表示灯(防犯灯)

事業者の名称若しくは記号、又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号を表示すること。

ただし、あらかじめ営業所において運送の申し込みが行われ、申込者から表示灯を取り外すよう求められた場合には、当該運送に限り、表示灯を取り外すことができるものとする(タクシー業務適正化特別措置法の指定地域を含む)。

(2) 禁煙表示灯

- (ア) 「禁煙マーク」は、禁煙表示灯の前後及び両側面に表示すること。
- (イ) 「禁煙車」の文字は、禁煙表示灯の前後に明確に認識できるように表示すること。
- (ウ) 文字等の規格は、「別紙5」の例によること。

(3) 表示灯の点灯

表示灯は、日没から日の出までの間において点灯すること。
ただし、空車時を除いて消灯できるものとする。

4 車体の表示事項

車両の外側(窓ガラスに外側に向かってする表示を含む。)には、次に掲げる事項を「別紙2」の例により表示すること。

(1) 法第95条の規定による表示事項

事業者の氏名、名称又は記号を表示すること。

なお、法第86条第1項の規定により、業務の範囲を限定する条件を

付された車両にあつては、「限定」を表示すること。

- (2) 「タクシー」又は「TAXI」
タクシー業務適正化特別措置法による指定地域に限る。
表示方法は、タクシー業務適正化特別措置法施行規則による。
文字の大きさは法第95条の規定による表示事項と同様とする。
- (3) 営業区域名
所属営業所の所在する「市町村名」を表示すること。
なお、「市」・「町」・「村」の文字は、省略することができる。
- (4) 車両整理番号
事業者ごと又は無線基地局ごとの通し番号（4桁以内）で算用数字により表示すること。
- (5) 初乗運賃額
当該車両に適用する初乗運賃額を表示すること。
ただし、初乗距離を短縮する運賃の場合は、「初乗運賃額」及び「北海道運輸局長が定めた初乗距離での運賃額」等を表示すること。
- (6) 「禁煙マーク」又は「禁煙車」（※ 禁煙車両の場合に限る。）
文字等の規格は、「別紙5」の例により表示すること。
- (7) ㊥ ステッカー（※ 運賃区分上の中型車に限る。）
直径10cmの円の中心に「中」と明記し、台紙も含め反射する材質のものを自動車の前面、後面及び左側面のガラスに貼付して表示すること。
- (8) ユニバーサルデザインタクシー表示マーク
流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両については、以下の区分に応じて、第4号様式により表示等を行うこと。
 - (ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下単に「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」という。）においてレベル2の認定を受けた車両
 - (イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両
 - (ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両

5 車内表示又は掲示事項等

車内には、次に掲げる事項を表示（掲示）すること。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号又は車両番号（運規第42条第1項）
 - (ア) 第1号様式を参考に、一定の様式により作成すること。
 - (イ) メーター器連動の「表示装置」の後面に、固定式により掲示すること。
なお、後席左側ドアの指定する位置（三角窓隅部又は相当する位置）

には、「点字」により併せて表示すること。この場合、自動車登録番号又は車両番号は、4(4)の車両整理番号に代えることができるものとする。

- (2) 登録タクシー運転者証（タクシー業務適正化特別措置法第13条）
前面ガラスの内側に後席の旅客から見やすいように掲示すること。
- (3) 禁煙車
前席及び後席の旅客から見やすい位置に表示すること。
- (4) 運賃及び料金に関する事項（運規第4条第2項）
初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方法を日本産業規格A列5番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示すること。

6 表示板（※ 2の「表示装置」により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）

次に掲げる表示板を常時携行することとし、規格は「別紙6」によること。
なお、掲出位置及び使用方法は、次によるものとする。

- (1) 掲出位置
ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、「別紙2」の例による位置に掲出すること。
- (2) 掲出事項
 - (ア) 「予約(車)」板
 - (a) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合及び指定場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて掲出すること。
なお、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合にあっては、「迎車」の表示をすることができるものとする。
 - (b) 「予約(車)」又は「迎車」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
 - (イ) 「貸切(車)」板
 - (a) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）によらない場合に、適用する時間中、車外に向けて掲出すること。
 - (b) 「貸切(車)」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
 - (ウ) 「回送」板
 - (a) 運転者が食事、休憩又は燃料の給油のため、運送の引受をすることができない場合若しくは乗務の終了、車両の故障及び運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫又は営業所等に回送しようとする場合に、車外に向けて掲出すること。
 - (b) 「回送」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
 - (エ) 「救援(車)」板（※ 救援事業の用に供する自動車に限る。）
 - (a) 救援事業等（緊急救援システム、タクシー便利屋等）の遂行のために走行する場合に、車外に向けて掲出すること。

- (b) 「救援(車)」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
- (オ) 「非営業」板
 - (a) 自家用(いわゆる「タクシー代行」の運転者を同乗させ回送する場合を含む。)として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。
 - (b) 「非営業」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
- (カ) 「代行」板(※ 自動車運転代行業の随伴用自動車に限る。)
 - (a) 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。
 - (b) 「代行」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

7 適用除外

- (1) いわゆる「流し営業」を一切行わない車両(運賃区分上の大型車及び特定大型車に限る。)については、次に掲げる事項の表示を省略することができる。
 - (ア) 2 (2) (ア) の「空車」
 - (イ) 3 (1) の「表示灯(防犯灯)」
 - (ウ) 3 (2) の「禁煙表示灯」
 - (エ) 4 (3) の「営業区域名」
 - (オ) 4 (4) の「車両整理番号」
 - (カ) 4 (5) の「初乗運賃額」
- (2) 運送の引き受けを営業所においてのみ行う場合であって、時間制運賃のみを設定している運賃区分上の車種については、1の「メーター器」及び4(5)の「初乗運賃額」を省略することができる。
- (3) 業務の範囲を福祉輸送サービスに限定されていない事業者が保有する車いす移動車や患者輸送車等のうち、営業所のみにおいて運送の引き受けを行う車両については、上記1から6の事項について、下記第4によることができるものとする。
- (4) 営業所又は禁煙車乗り場のみにおいて運送の引受を行うなど利用者との間で喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがない場合の禁煙車については、上記「3. 表示灯」のうちの(2)禁煙表示灯及び「4. 車体の表示事項」のうちの(6)「禁煙マーク」又は「禁煙車」の表示は行わないことができるものとする。

第3 ハイヤーについて(ハイヤー運賃を適用する地域の車両に限る。)

- 1 運賃及び料金の「メーター器」(運規第4条第3項)
運転者による操作が容易な位置であって、後席の旅客から見やすい位置に設置し、明瞭かつ的確に、数字及び文字を表示するものであること。
- 2 車体の表示事項

車体の両側面には、次に掲げる事項を表示すること。

なお、表示位置及び方法等は、「別紙2」の例を参考にすること。

法第95条の規定による表示事項

事業者の氏名、名称又は記号を表示すること。

なお、法第86条第1項の規定により、業務の範囲を限定する条件を付された車両にあつては、「限定」を表示すること。

3 車内表示又は掲示事項等

車内には、次に掲げる事項を表示（掲示）すること。

(1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号（運規第42条第1項）

第1号様式を参考に一定の様式により作成し、後席の旅客から見やすい位置に掲示すること。

なお、後席左側ドアの指定する位置（三角窓隅部又は相当する位置）には、「点字」により併せて表示すること。

(2) 乗務員証（運規第37条第3項）

第3号様式を参考に、一定の様式により作成すること。

4 表示板

次に掲げる表示板を常時携行することとし、規格は「別紙6」によること。

なお、掲出位置及び使用方法は、次によるものとする。

(1) 掲出位置

ダッシュボード上部又は前席左前上方であつて、「別紙2」の例による位置に掲出すること。

(2) 掲出事項

(ア) 「予約(車)」板

(a) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合及び指定場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて掲出すること。

なお、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合にあつては、「迎車」の表示をすることができるものとする。

(b) 「予約(車)」又は「迎車」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

(イ) 「回送」板

(a) 乗務の終了、燃料の給油のため、車両の故障及び運賃メーターの故障等のため、車庫又は営業所等に回送しようとする場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「回送」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

(ウ) 「救援(車)」板（※ 救援事業の用に供する自動車に限る。）

(a) 救援事業等（緊急救援システム、タクシー便利屋等）の遂行の

ために走行する場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「救援(車)」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

(I) 「非営業」板

(a) 自家用（いわゆる「タクシー代行」の運転者を同乗させ回送する場合を含む。）として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「非営業」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

(II) 「代行」板（※ 自動車運転代行業の随伴用自動車に限る。）

(a) 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「代行」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

5 適用除外

(1) 時間制運賃において、距離運賃を適用せず時間運賃だけを適用する運賃の認可を受けた場合には、次に掲げる事項の表示を省略することができる。

1 の「メーター器」

(2) メーター器連動の「表示装置（表示事項が、メーター器と連動して作動する構造の装置であって、昼夜間を問わず、車外から明瞭に確認できるもの。）」を装着している車両は、「4の表示板」のうち該当するものを省略することができる。

第4 福祉輸送限定自動車について（業務の範囲を福祉輸送サービスに限定されていない事業者が保有する車いす移動車や患者輸送車等で、運送の引き受けが営業所以外でも行われる車両にあつては、第2タクシーの表示とすること。）

1 運賃及び料金の「メーター器」（運規第4条第3項）

運転者による操作が容易な位置であつて、後席の旅客から見やすい位置に設置し、明瞭かつ的確に、数字及び文字を表示するものであること。

ただし、運賃の収受をメーター器によらないで行う種類の運賃のみを設定している運賃区分上の車種及び距離制運賃をトリップメーターにより算定する運賃の認可を受けた車種については省略することができるものとする。

2 車体の表示事項

車両の外側（窓ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を「別紙3」の例により表示すること。

(1) 法第95条の規定による表示事項

事業者の氏名、名称又は記号を表示すること。

(2) 「限定」の文字（ただし、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定され

ていない事業者が保有する車両を除く。)

- (3) 「福祉輸送車両」の文字（ただし、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定されていない事業者にあつては、福祉輸送サービスを行う車両に限る。）

文字等の規格は、「別紙3」の例により表示すること。

3 車内表示又は掲示事項等

車内には、次に掲げる事項を表示（掲示）すること。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号又は車両番号（運規第42条第1項）

第2号様式により、後席の旅客から見やすい位置に掲示すること。

なお、後席左側ドアの指定する位置（三角窓隅部又は相当する位置）には、「点字」により併せて表示すること。

- (2) 乗務員証（運規第37条第3項）

第3号様式を参考に、一定の様式により作成すること。

4 表示板

次に掲げる表示板を常時携行することとし、規格は「別紙6」によること。

なお、掲出位置及び使用方法は、次によるものとする。

- (1) 掲出位置

ダッシュボード上部又は前席左前上方であつて、「別紙2」の例による位置に掲出すること。

- (2) 掲出事項

- (ア) 「予約(車)」板

- (a) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合及び指定場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて掲出すること。

なお、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合にあつては、「迎車」の表示をすることができるものとする。

- (b) 「予約(車)」又は「迎車」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

- (イ) 「回送」板

- (a) 運転者が食事、休憩又は燃料の給油のため、運送の引受をすることができない場合若しくは乗務の終了、車両の故障及び運賃メーター器又は表示装置の故障等のため、車庫又は営業所等に回送しようとする場合に、車外に向けて掲出すること。

- (b) 「回送」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

- (ウ) 「救援(車)」板（※ 救援事業の用に供する自動車に限る。）

- (a) 救援事業等（緊急救援システム、タクシー便利屋等）の遂行のために走行する場合に、車外に向けて掲出すること。

- (b) 「救援(車)」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

- (I) 「非営業」板
 - (a) 自家用（いわゆる「タクシー代行」の運転者を同乗させ回送する場合を含む。）として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。
 - (b) 「非営業」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
- (f) 「代行」板（※ 自動車運転代行業の随伴用自動車に限る。）
 - (a) 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。
 - (b) 「代行」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

5 適用除外

メーター器連動の「表示装置（表示事項が、メーター器と連動して作動する構造の装置であって、昼夜間を問わず、車外から明瞭に確認できるもの。）」を装着している車両は、4「表示板」のうち、該当するものを省略することができる。

第5 1人1車制個人タクシーについて

1 運賃及び料金の「メーター器」（運規第4条第3項）

運転者による操作が容易な位置であって、後席の旅客から見やすい位置に設置し、明瞭かつ的確に、数字及び文字を表示するものであること。

2 メーター器連動の「表示装置」

車内には、表示事項がメーター器と連動して作動する構造の装置であって、昼夜間を問わず、車外から明瞭に確認できる表示装置を設置すること。

表示装置の設置位置、表示事項及び方法は、次によるものとし、文字等の規格は、「別紙1」による。

(1) 設置位置

ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、「別紙4」の例による位置に設置すること。

(2) 表示事項

(ア) 「空車」

空車のときに、車外に向けて表示すること。

(イ) 「割増」

割増運賃を適用している場合に、車内及び車外に向けて表示すること。

(ウ) 「予約(車)」

(a) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合及び指定場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて表示すること。

なお、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合にあつては、「迎車」の表示をすることができるものとする。

- (b) 「予約(車)」又は「迎車」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (イ) 「貸切(車)」
 - (a) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）によらない場合に、適用する時間中、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「貸切(車)」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ロ) 「回送」
 - (a) 運転者が食事、休憩又は燃料の給油のため、運送の引受をすることができない場合若しくは乗務の終了、車両の故障及びメーター又は表示装置の故障等のため、車庫又は営業所等に回送しようとする場合に、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「回送」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ハ) 「救援(車)」(※ 救援事業の用に供する自動車に限る。)
 - (a) 救援事業等（緊急救援システム、タクシー便利屋等）の遂行のために走行する場合に、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「救援(車)」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ニ) 「非営業」
 - (a) 自家用（いわゆる「タクシー代行」の運転者を同乗させ回送する場合を含む。）として使用する場合に、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「非営業」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ホ) 「代行」(※ 自動車運転代行業の随伴用自動車に限る。)
 - (a) 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用する場合に、車外に向けて表示すること。
 - (b) 「代行」は、前記の場合以外に表示してはならない。
- (ケ) 表示板での代用
上記(ウ)から(ク)までは、「6の表示板」によることができる。

3 表示灯

車両上部には、次に掲げる表示灯を「別紙4」による位置に設置すること。

- (1) 表示灯（防犯灯）

事業者の名称若しくは記号、又は事業者が所属する団体の名称若しくは記号及び「個人」を表示する。（「個人」の表示はタクシー業務適正化特別措置法による指定地域に限る。）

ただし、あらかじめ営業所において運送の申し込みが行われ、申込者から表示灯を取り外すよう求められた場合には、当該運送に限り、表示灯を取り外すことができるものとする（タクシー業務適正化特別措置法の指定地域を含む）。
- (2) 禁煙表示灯（※ 禁煙車両の場合に限る。）
 - (ア) 「禁煙マーク」は、禁煙表示灯の前後及び両側面に表示すること。

- (イ) 「禁煙車」の文字は、禁煙表示灯の前後に明確に認識できるように表示すること。
- (ウ) 文字等の規格は、「別紙5」の例により表示すること。
- (3) 表示灯の点灯
表示灯は、日没から日の出までの間において点灯すること。
ただし、空車時を除いて消灯できるものとする。

4 車体の表示事項

車両の外側（窓ガラスに外側に向かってする表示を含む。）には、次に掲げる事項を「別紙4」の例により表示すること。

- (1) 法第95条の規定による表示事項
事業者の氏名、名称又は記号及び「(個人)」を表示すること。
- (2) 「タクシー」又は「TAXI」
タクシー業務適正化特別措置法による指定地域に限る。
表示方法は、タクシー業務適正化特別措置法施行規則による。
文字の大きさは法第95条の規定による表示事項と同様とする。
- (3) 営業区域名
所属営業所の所在する「市町村名」を表示すること。
なお、「市」・「町」・「村」の文字は、省略することができる。
- (4) 車両整理番号
防犯灯の番号を算用数字により表記すること。
- (5) 初乗運賃額
当該車両に適用する初乗運賃額を表示すること。
ただし、初乗距離を短縮する運賃の場合は、「初乗運賃額」及び「北海道運輸局長が定めた初乗距離での運賃額」等を表示すること。
- (6) 「禁煙マーク」又は「禁煙車」（※ 禁煙車両の場合に限る。）
文字等の規格は、「別紙5」の例により表示すること。
- (7) ㊥ ステッカー（※ 運賃区分上の中型車に限る。）
直径10cmの円の中心に「中」と明記し、台紙も含め反射する材質のものを自動車の前面、後面及び左側面のガラスに貼付して表示すること。
- (8) ユニバーサルデザインタクシー表示マーク
流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造を有するユニバーサルデザインタクシー車両については、以下の区分に応じて、第4号様式により表示等を行うこと。
 - (ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル2の認定を受けた車両
 - (イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両
 - (ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両

5 車内表示又は掲示事項等

車内には、次に掲げる事項を表示（掲示）すること。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号（運規第42条第1項）
 - (ア) 個人タクシー事業者乗務証（タクシー業務適正化特別措置法第46条）
 - (イ) メーター器連動の「表示装置」の後面に、後席の旅客から見やすいように掲示すること。
なお、後席左側ドアの指定する位置（三角窓隅部又は相当する位置）には、「点字」により併せて表示すること。この場合、自動車登録番号は、4(4)の車両整理番号に代えることができるものとする。
- (2) 禁煙車
前席及び後席の旅客から見やすい位置に表示すること。
- (3) 運賃及び料金に関する事項（運規第4条第2項）
初乗運賃、加算運賃、割増運賃、割引運賃、料金及び適用方法を日本産業規格A列5番以上の用紙に横書きで記載し、前席後方部分など旅客から見やすい位置に表示すること。

6 表示板（※2の「表示装置」により表示する場合は、当該表示事項に該当するものを省略することができる。）

次に掲げる表示板を常時携行することとし、規格は「別紙6」によること。

なお、掲出位置及び使用方法は、次によるものとする。

- (1) 掲出位置
ダッシュボード上部又は前席左前上方であって、「別紙4」の例による位置に掲出すること。
- (2) 掲出事項
 - (ア) 「予約(車)」板
 - (a) 乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合及び指定場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合、又は運送の途中において旅客の都合により車両を待機させる場合に、車外に向けて掲出すること。
なお、乗車申込みを受けて指定場所に迎車回送する場合にあっては、「迎車」の表示をすることができるものとする。
 - (b) 「予約(車)」又は「迎車」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
 - (イ) 「貸切(車)」板
 - (a) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）によらない場合に、適用する時間中、車外に向けて掲出すること。
 - (b) 「貸切(車)」は、前記の場合以外に掲出してはならない。
 - (ウ) 「回送」板
 - (a) 運転者が食事、休憩又は燃料の給油のため、運送の引受をすることができない場合若しくは乗務の終了、車両の故障及び運賃メ

一ター器又は表示装置の故障等のため、車庫又は営業所等に回送しようとする場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「回送」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

(イ) 「救援(車)」板(※ 救援事業の用に供する自動車に限る。)

(a) 救援事業等(緊急救援システム、タクシー便利屋等)の遂行のために走行する場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「救援(車)」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

(オ) 「非営業」板

(a) 自家用(いわゆる「タクシー代行」の運転者を同乗させ回送する場合を含む。)として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「非営業」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

(カ) 「代行」板(※ 自動車運転代行業の随伴用自動車に限る。)

(a) 自動車運転代行業の随伴用自動車として使用する場合に、車外に向けて掲出すること。

(b) 「代行」は、前記の場合以外に掲出してはならない。

7 適用除外

(1) いわゆる「流し営業」を一切行わない車両(運賃区分上の大型車及び特定大型車に限る。)については、次に掲げる事項の表示を省略することができる。

(ア) 2 (2) (7) の「空車」

(イ) 3 (1) の「表示灯(防犯灯)」

(ウ) 3 (2) の「禁煙表示灯」

(エ) 4 (3) の「営業区域名」

(オ) 4 (4) の「車両整理番号」

(カ) 4 (5) の「初乗運賃額」

(2) 営業所又は禁煙車乗り場のみにおいて運送の引受を行うなど利用者との間で喫煙をめぐるトラブルが生じる恐れがない場合の禁煙車については、上記「3. 表示灯」のうちの(2)禁煙表示灯及び「4. 車体の表示事項」のうちの(6)「禁煙マーク」又は「禁煙車」の表示は行わないことができるものとする。

附 則

1 この公示は、平成16年2月1日から適用する。

2 平成14年1月29日付け北自旅二第514号の北海道運輸局自動車交通部長通達「一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱いについて」は、平成16年1月31日限り廃止する。

ただし、廃止する同通達に基づき表示した事項等は、平成17年1月31

日までは、本公示に基づいた表示をしているものとみなす。

附 則 （平成19年12月3日付け北海道運輸局公示第64号改正）

- 1 この公示は、平成19年12月10日から適用する。
- 2 平成18年9月30日以前、車両の両側面に「民間患者等輸送車」と表示した車両については、当分の間、第4の4(6)の規定による表示とみなす。

附 則 （平成20年6月13日付け北海道運輸局公示第28号改正）

- 1 この公示は、平成20年6月14日から適用する。

附 則 （平成24年3月30日付け北海道運輸局公示第63号改正）

- この公示は、平成24年4月1日から適用する。
ただし、改正後の公示記第2 4(8)及び第5 4(8)の規定は、平成24年10月1日から適用する。

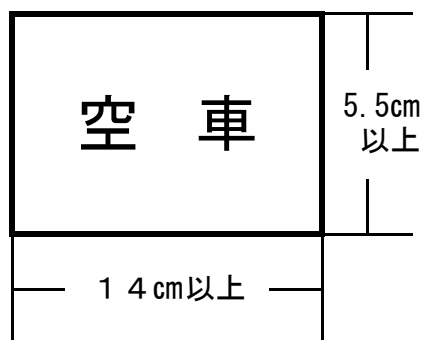
附 則 （令和4年3月30日付け北海道運輸局公示第68号改正）

この公示は、令和4年4月1日から適用する。

附 則 （令和5年9月5日付け北海道運輸局公示第49号改正）

この公示は、令和5年9月5日から適用する。

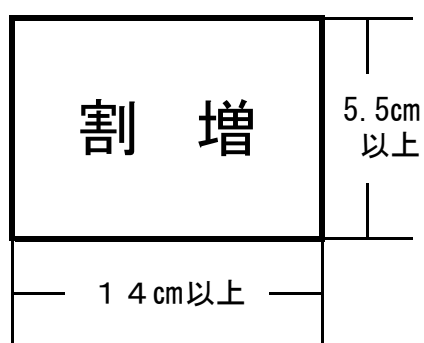
第 1 (車外向け表示)



注

- (1) 白地に赤文字又は赤地に白文字又は容易に識別できる色とする。
 なお、LED表示（「発光ダイオードによる表示方式」以下同じ。）にあつては、赤文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm 以上とする。

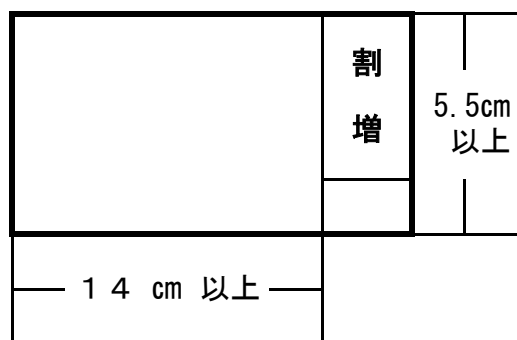
第 2 (車外向け表示)



注

- (1) 白地に緑文字又は緑地に白文字又は容易に識別できる色とする。
 なお、LED表示にあつては、緑文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm 以上とする。

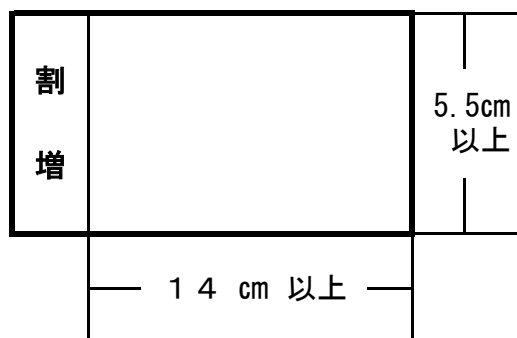
第 2 の 2 (車内向け表示)



注

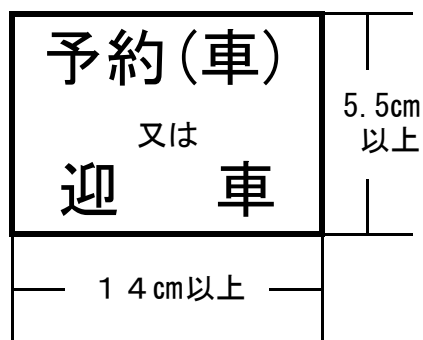
- (1) 緑地に白文字又は容易に識別できる色とする。
 なお、LED表示にあつては、緑文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 1 cm 以上とする。

又は



注

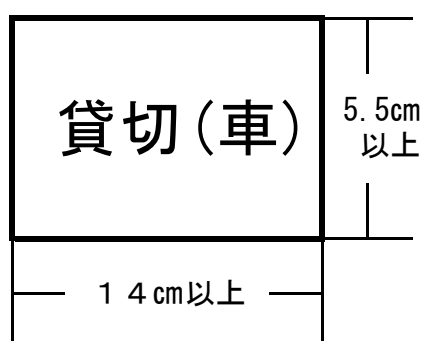
第3 (車外向け表示)



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
なお、LED表示にあつては、橙文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

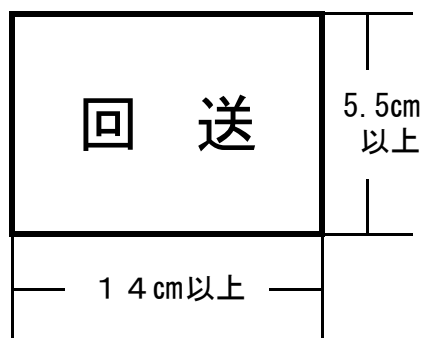
第4 (車外向け表示)



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
なお、LED表示にあつては、橙文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

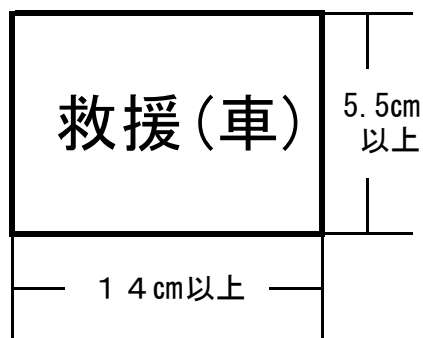
第5 (車外向け表示)



注

- (1) 紺地に黄文字又は容易に識別できる色とする。
なお、LED表示にあつては、橙文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

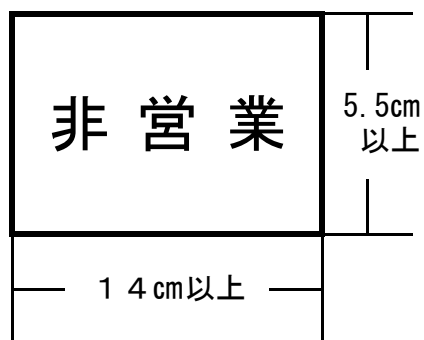
第6 (車外向け表示)



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
なお、LED表示にあつては、橙文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4cm以上とする。

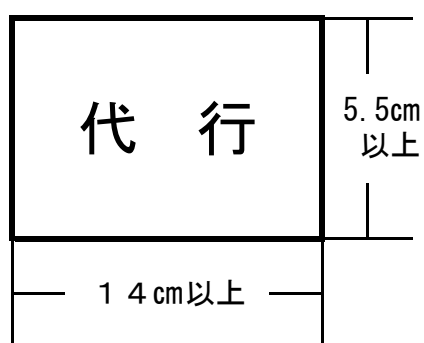
第 7 (車外向け表示)



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm以上とする。

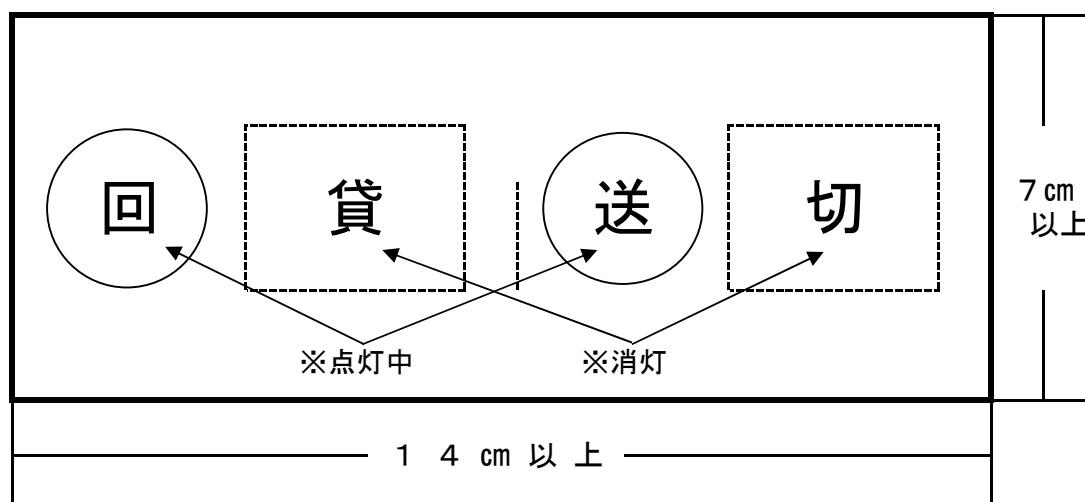
第 8 (車外向け表示)



注

- (1) 白地に紺文字又は容易に識別できる色とする。
 なお、LED表示にあつては、橙文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm以上とする。

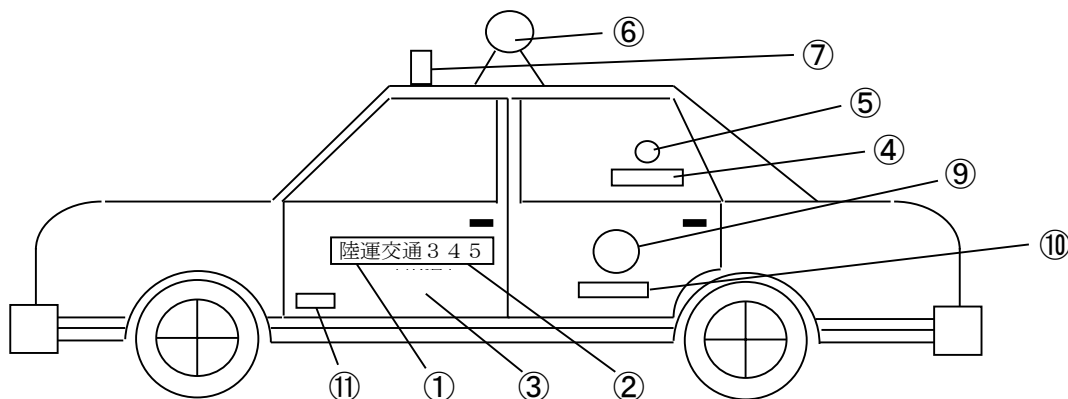
(注) 表示装置の横の規格 (1 4 cm) は、2 2 cmまでの範囲で拡大できることとし、次のようなものも使用可とする。



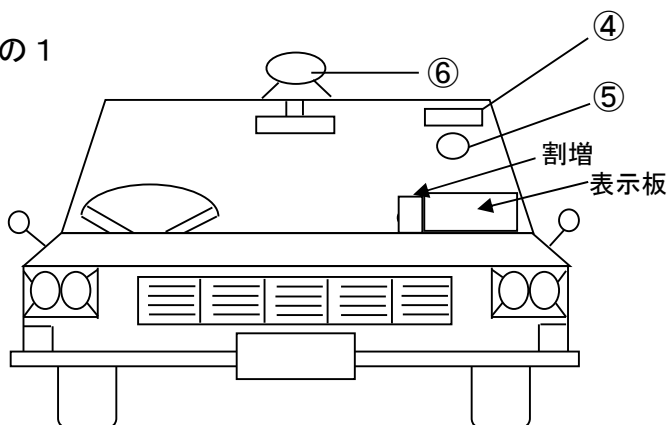
＜タクシーの車外等表示方法＞

※ ハイヤー車両は、該当する表示事項をタクシーに準じて表示する。

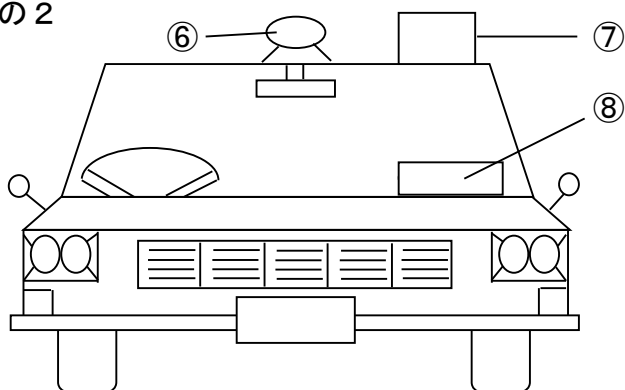
横



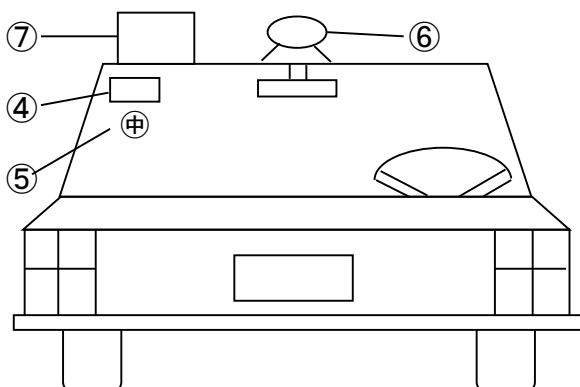
前の1



前の2



後



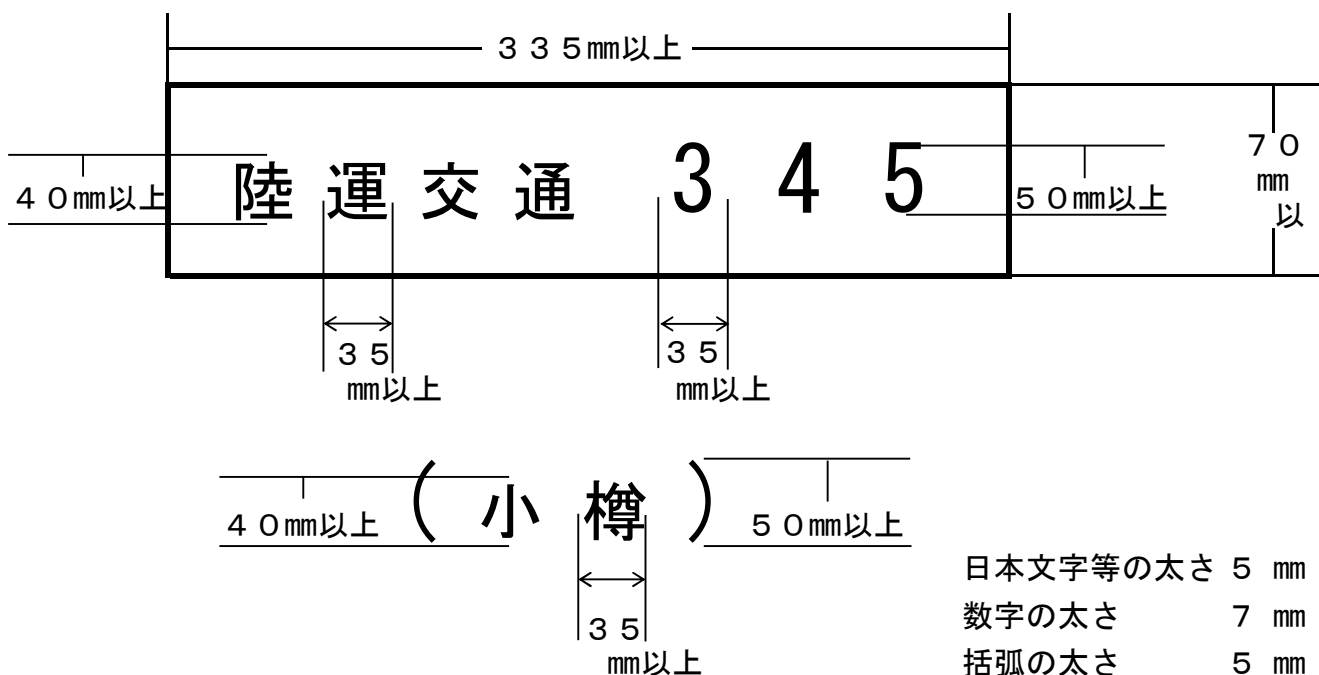
- ① 事業者の氏名、名称又は記号
- ② 車両整理番号
- ③ 営業区域名
- ④ 初乗運賃額
- ⑤ ㊥ スッカー（中型車のみ貼付する。）
- ⑥ 表示灯（防犯灯）
- ⑦ 禁煙表示灯
- ⑧ 車外向け表示
「空車」・「割増」
・「予約(車)」・「貸切(車)」
・「回送」・「救援(車)」
・「非営業」・「代行」
- ⑨ 禁煙マーク
- ⑩ 禁煙車
- ⑪ 限定

（法第86条第1項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された車両に限る。）

注 釈

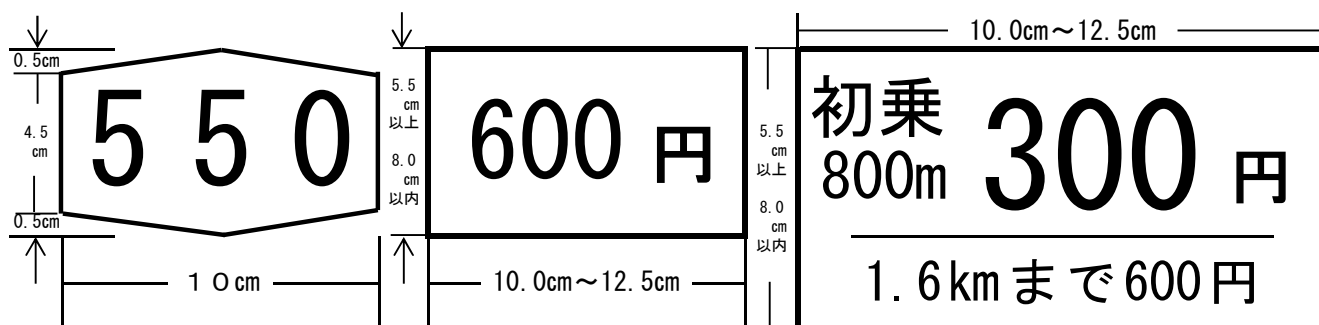
- (1) 事業者の氏名、名称又は記号及び営業区域名は、ペンキ又はステッカー等（マグネット及び吸盤による取付は、不可。）による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
文字、番号、枠及び括弧は、同色とし車体の色と明瞭に識別できること。
- (2) ①、②、③の表示方法は、下記の例による。
- (3) 初乗運賃額の表示は、自動車の前面、後面及び左側面のガラスに行うこと。表示の色は、赤地に白文字、又は紺地に白文字とすること。ただし、普通車にあつては、白地に赤文字に限るものとする。（ステッカーの破損等による交換時又は車両の代替等までの間は、平成16年1月31日現在表示している「他の色」による表示も可とする。）
- (4) 表示灯は、自動車の前後から見やすいように設置すること。
- (5) ㊥ ステッカーは、直径10cmの円の中心に「中」と明記し、台紙も含め反射する材質のものとする。

[①、②、③の表示例]



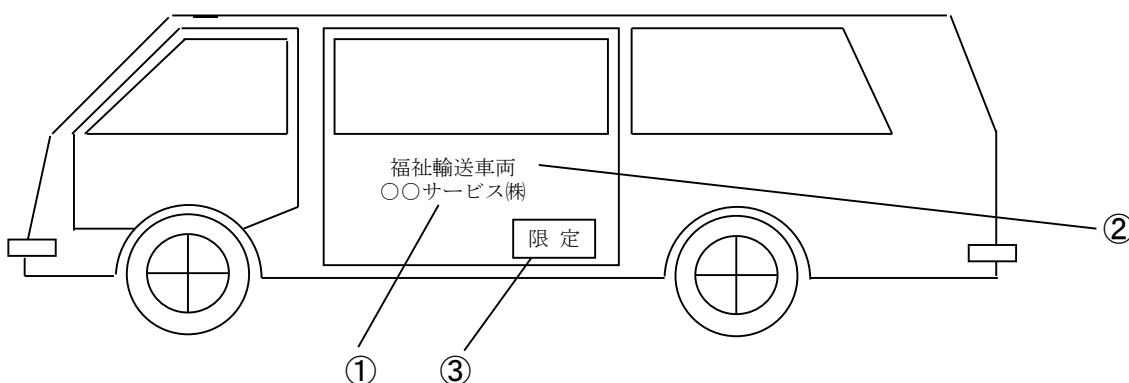
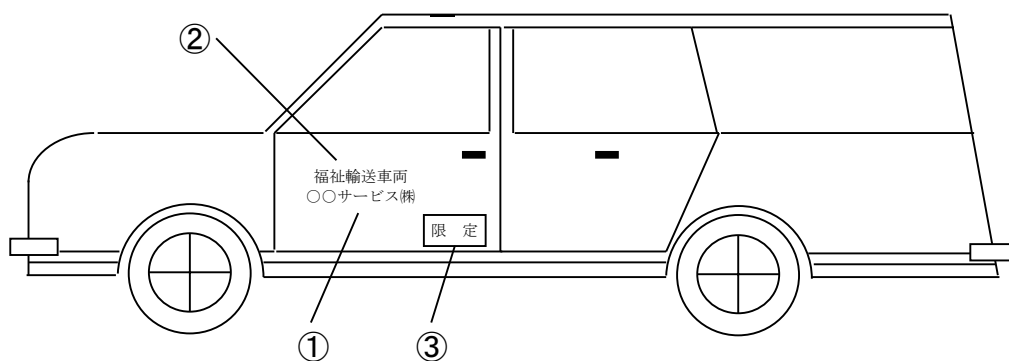
※ 運転者席側の表示については、左右どちらから記入してもよい。

[初乗運賃額の表示例]

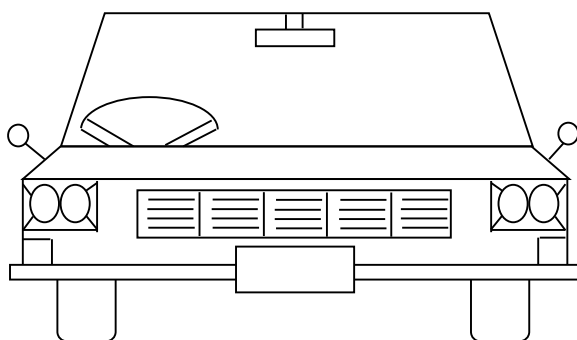


<福祉輸送限定自動車の表示例>

横(両側面)



前



① 事業者の氏名、名称又は記号

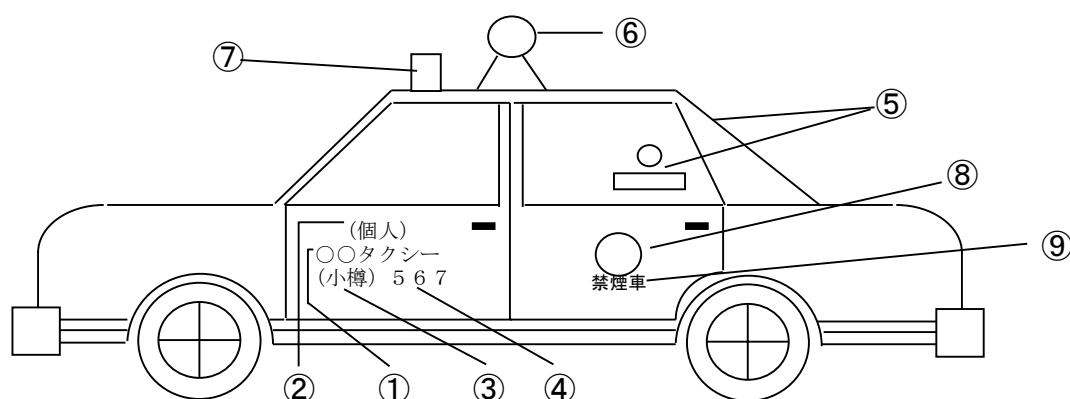
② 「福祉輸送車両」の文字

③ **限定**
 (法第86条第1項の規定により業務の範囲を福祉輸送サービスに限定されていない事業者が保有する車両を除く。)

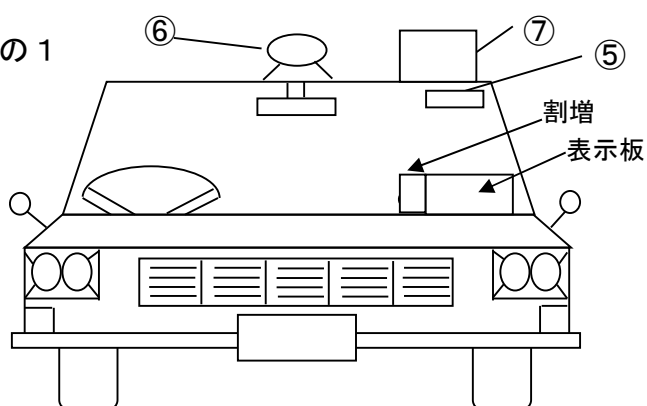
注 事業者の氏名、名称又は記号、「福祉輸送車両」及び「限定」の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示すること。

<個人タクシーの車外等表示方法>

横



前の 1



① 事業者の氏名、名称又は記号

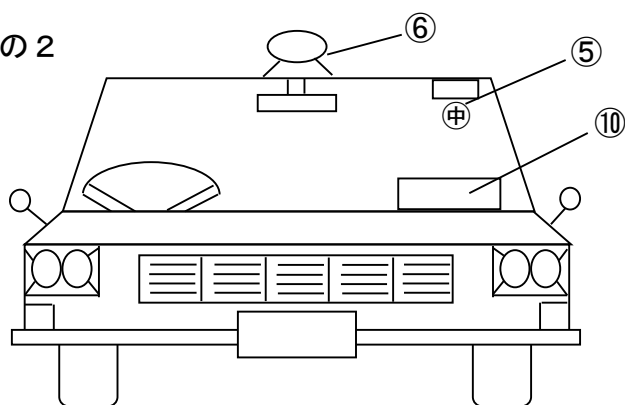
② 「(個人)」

③ 営業区域名

④ 車両整理番号

⑤ 初乗運賃額 ・ ⊕ ステッカー

前の 2



⑥ 表示灯 (防犯灯)

⑦ 禁煙表示灯

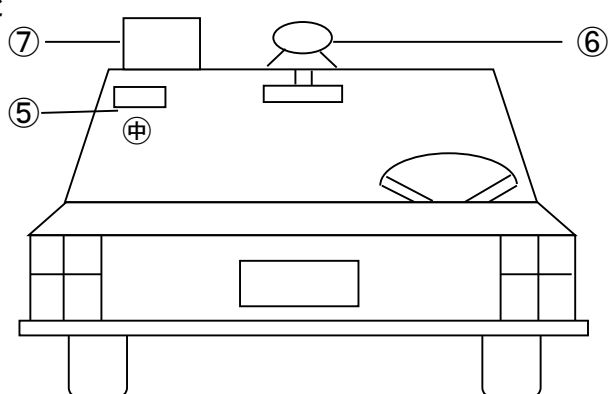
⑧ 禁煙マーク

⑨ 禁煙車

⑩ 車外向け表示

- 「空車」 ・ 「割増」
- ・ 「予約(車)」 ・ 「貸切(車)」
- ・ 「回送」 ・ 「救援(車)」
- ・ 「非営業」 ・ 「代行」

後

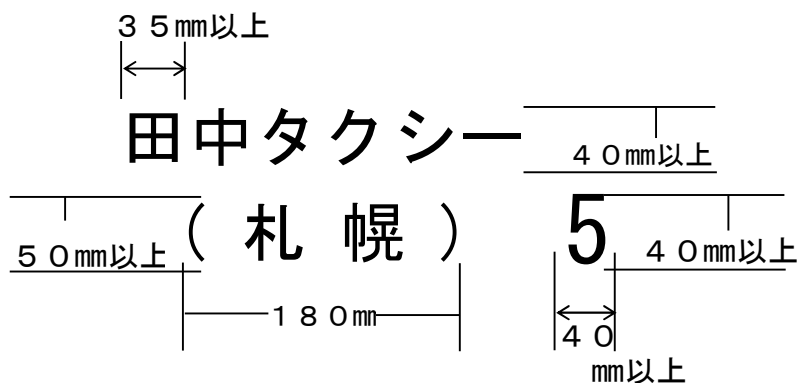


注 釈

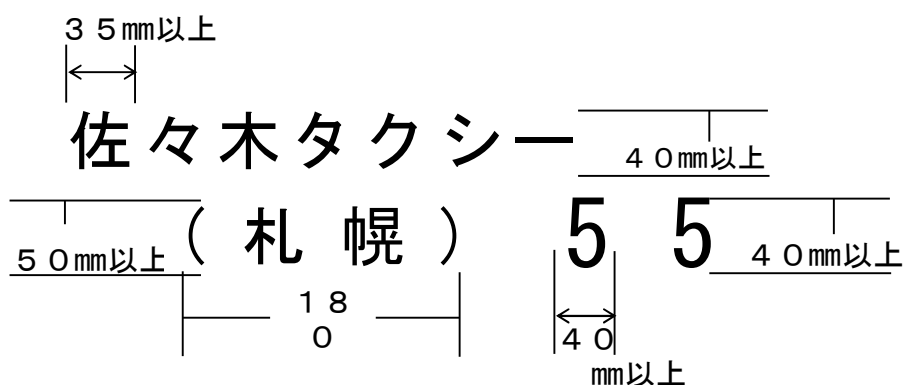
- (1) 事業者の氏名、名称又は記号、営業所の所在市町村名の表示は、ペンキ又はステッカー等（マグネット及び吸盤による取付は、不可。）による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。
文字、番号、枠及び括弧は同色とし、車体の色と明瞭に識別できること。
- (2) 初乗運賃額の表示は、自動車の前面、後面及び左側面のガラスに行うこと。表示の色は、赤地に白文字、又は紺地に白文字とすること。ただし、普通車にあつては、白地に赤文字に限るものとする。（ステッカーの破損等による交換時又は車両の代替等までの間は、平成16年1月31日現在表示している「他の色」による表示も可とする。）
なお、別紙2（2/2）の初乗運賃額の表示例に準じて表示すること。
- (3) 表示灯は、自動車の前後から見やすいように設置すること。
- (4) ㊥ ステッカーは、直径10cmの円の中心に「中」と明記し、台紙も含め反射する材質のものとする。

〔表示例〕 ※ 運転者席側の表示については、左右どちらから記入してもよい。

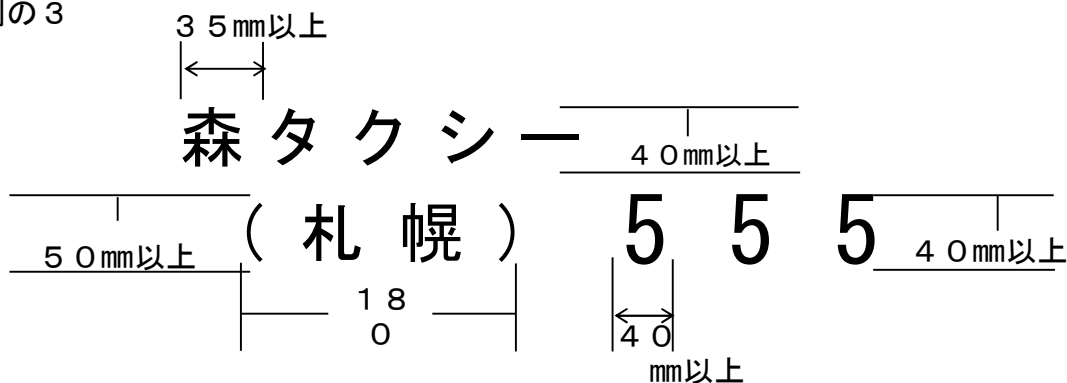
例の1



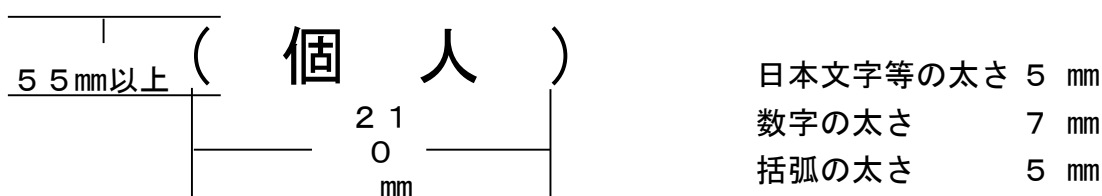
例の2



例の3

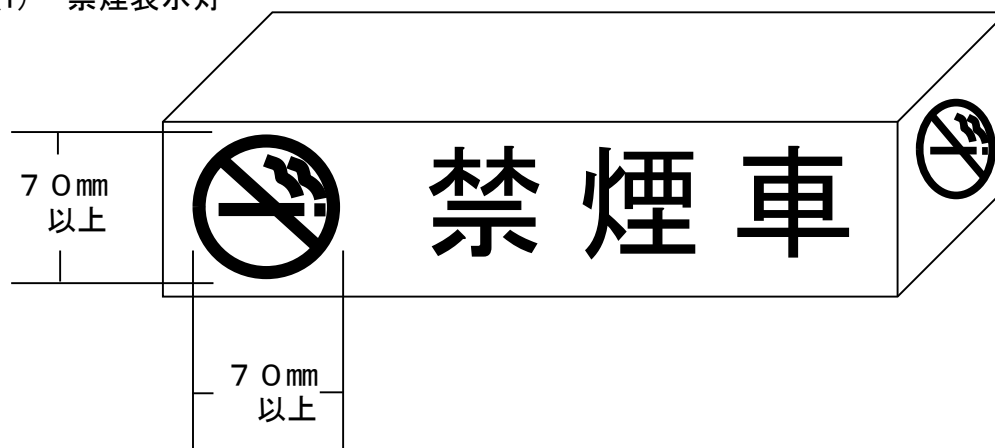


例の4



＜禁煙車両に係る表示例＞

(1) 禁煙表示灯



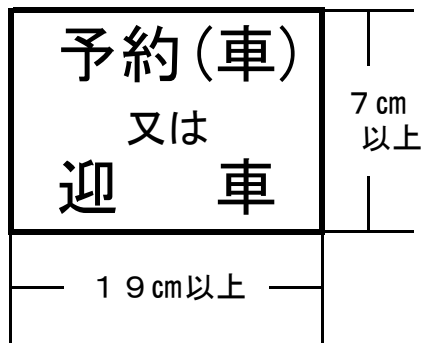
- ・ 「禁煙マーク」を赤色とする場合にあっては、夜間点灯時に赤色に発光するものでないこと。
- ・ 取り付け位置は、車両の屋根前方左端部とする。
- ・ 高さは、表示灯と同等位までとする。

(2) 禁煙車外表示（「禁煙マーク」・「禁煙車」）



- ・ 車両の両側面（ガラス部分を除く。）の利用客が容易に識別出来る位置に表示する。
- ・ マグネット及び吸盤による取付は、不可とする。
- ・ 例示であり本表示例によらないものとする事ができる。

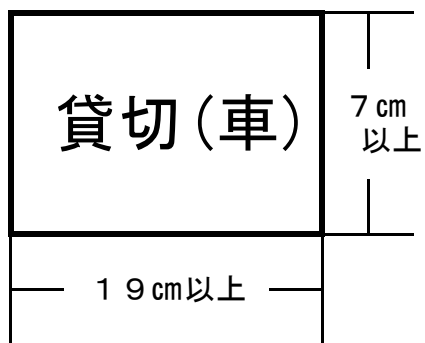
表示板 1



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm 以上とする。

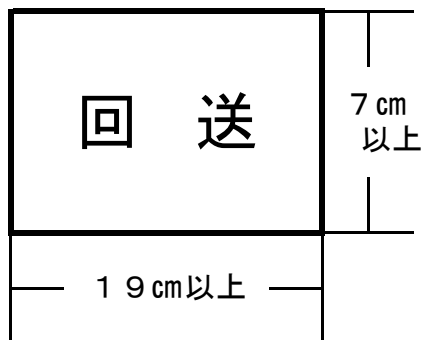
表示板 2



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm 以上とする。

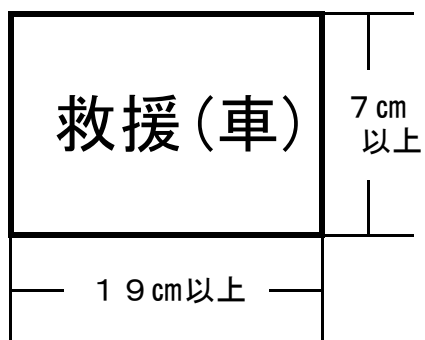
表示板 3



注

- (1) 白地に青文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm 以上とする。

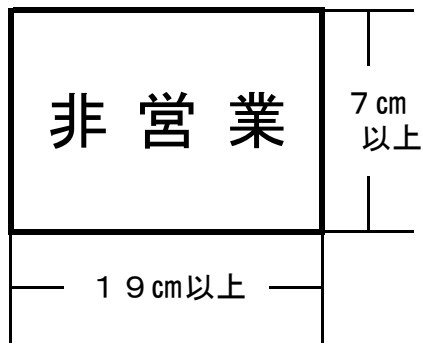
表示板 4



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横 4 cm 以上とする。

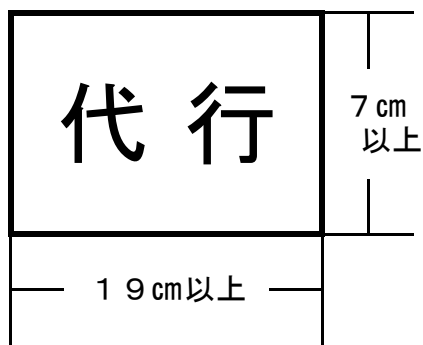
表示板5



注

- (1) 白地に赤文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横4 cm以上とする。

表示板6



注

- (1) 白地に紺文字又は容易に識別できる色とする。
- (2) 文字の寸法は、縦横5 cm程度以上とする。

(注) 表示板の規格は、縦15 cm、横22 cmまでの範囲で拡大できる。

<第1号様式> 事業者証

(注) 文字は黒色とし、地は白色とする。

事業者名		3 cm		
自動車登録番号		3 cm	6 cm	
		13 cm		

<第2号様式> 事業者証 (福祉輸送自動車用)

(注) 文字は黒色とし、地は白色とする。

事業者名		3 cm		
自動車登録番号 又は車両番号		3 cm	6 cm	
		13 cm		

(表)

写真貼付欄 (作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上半身、無帽、正面、無背景の縦3.6cm以上、横2.4cm以上のもの) 年 月 日撮影	作成年月日 令和 年 月 日	作成番号 第 号
	<h2>乗 務 員 証</h2>	
運転者の氏名	T・S・H 年 月 日 <small>生</small>	
運転免許証の有効期限	年 月 日	
事業者の氏名又は名称		
14 cm		

7 cm

(注) 文字は黒色とし、地は白色とする。

(裏)

現住所			
連絡先	自宅電話番号 () - 携帯電話番号 ()		
運転者の選任年月日	令和 年 月 日	雇入れの日 年 月 日	令和 年 月 日
運転者でなくなった年月日	令和 年 月 日	運転者でなくなった理由	転任・退職・その他 ()
14 cm			

7 cm

(注) 文字は黒色とし、地は白色とする。

第4号様式

(ア) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル2の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



<配色>

PANTONE 375C

PANTONE 354C

2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両



<配色>

PANTONE 183C

PANTONE 212C

(イ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」においてレベル1の認定を受けた車両は、次の表示マークを表示するものとする。



<配色>

PANTONE 375C

PANTONE 354C

2020年4月以降標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定を受けた車両

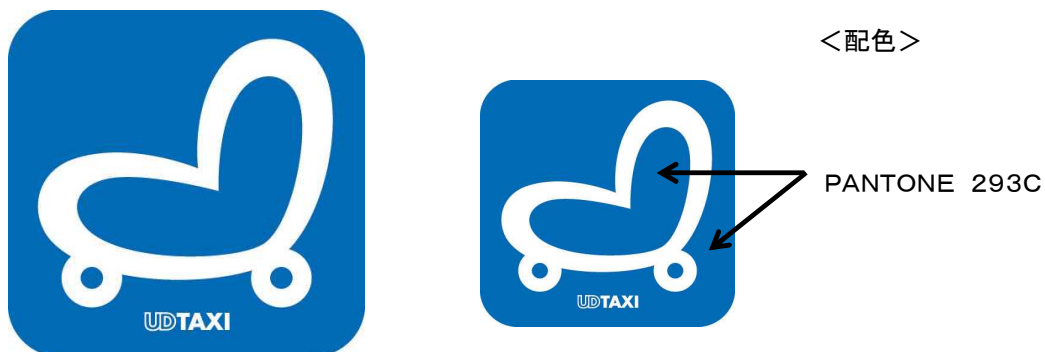


<配色>

PANTONE 183C

PANTONE 212C

(ウ) 「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた車両は、次の表示マークを表示することを推奨するので、表示の実施を積極的に検討するものとする。



(注)

- 1 上記の各表示マークの大きさは、15センチメートル四方以上とする。
- 2 表示位置は、車体の前面、左側面及び後面の外部から見やすい位置(いずれも窓ガラス部分以外)とする。
- 3 表示方法は、塗装又はステッカーによるものとする。